

十分會社ハ現在ノ従業員ノ待遇ヲ低下セス且問題ノ解決
至早ニハ日給ニ差支出テ十銭トナシ計手ハ採用後一ケ年以内
輸従業員ニ採用スルニ等従業員ノ有利ナル條件ニ解決ス

標記筆議ハ其後調停ノ結果五記ノ返ラ本月二十四日午後三時十分
一先解決ラセケタリ

記

一 調停状況

一 第一日状況

予報ノ通り第一日調停ハ本月二十三日午前十一時ヨリ改谷警察署
四著ニ於テ前同様に會社側務飼支配人植竹運輸課長宮
働者側 郊友會ヨリ玉川支店長佐藤參治等ヨリ係人集合由催レ

タルガ前同調停ノ意思ナキ再考ヲ促カサレタル會社ニアリテハ

(一) 従業員側ハ要求ヲ撤回スルゾト

(二) 従業員側ハ今回ノ行動ニ對シ謝罪スルゾト

(三) 會社側ハ解雇者ヲ出サザルゾト案ニ依リ調停ニ應スベキ旨ヲ申

出テタルガ調停課長ハ之ヲ調停案トナスニ足ラズトナシ

(一) 従業員側ハ要求書ヲ撤回スルゾト

(二) 會社ハ現在ノ従業員ノ待遇ヲ低下セザルゾト

(三) 徳富中一ノ日給ハ差支出テ十銭ヲ支給スルゾト

(四) 従業員ハ今後言動ヲ慎ミ會社ニ對シ一層忠實員ニシテ

勵スルニトテ誓ヒテゾト

(五) 會社ハ一般的設備ニ款ヲ兼容ノ便宜ヲ計ル者ノ改善ニ努